

第1回 第13期小平市緑化推進委員会 会議要旨

- 開催日時 平成24年9月11日（火）19:00～21:00
- 開催場所 小平市立中央公民館 学習室1
- 出席者 椎名委員、山田委員、早田委員、宮崎委員、沼崎委員、船津委員
河合委員、菊池委員、千葉委員、前田委員、宮村委員、山口委員（順不同）
- 傍聴人 1名
- 議題 「小平市緑化推進委員会」第13期の検討課題について
- 配付資料 (1) 小平市緑化推進委員会提言集
(2) 小平市緑化推進委員会設置要綱
(3) 小平市緑化推進委員会第11期提言書
(4) 小平市緑化推進委員会第12期提言書

会議の要旨

- 委員長の選出
委員の互選により、椎名 豊勝氏に決定した。
- 副委員長の選出
委員の互選により、山田 眞久氏に決定した。
- 「小平市緑化推進委員会」第13期の検討課題について

委員長

今回は、皆さんの意見を聞き、それぞれがどのような考えを持っているか理解をした上で進めていきたいと思う。疑問に答えてもらい進めていく方法もある。
何でもよいので皆さんにお話しいただきながら進めていきたい。

委員

風致地区に指定されながら、いかに緑を守るかというのが重要な課題である。

委員長

小平は、街道沿いに風致地区がある。相続などで開発されてしまうと緑化景観が途切れてしまい、現在は街道沿いに緑地があまり残っていない。風致地区の問題を事務局はどう考えているのか。

事務局

風致とは、都市空間を確保する為、高い建物を建てないで緑を保全する制度である。都市部では、ある程度まとまった場所を風致地区としているが、小平は街道沿いに設定し、高い建物を建てられないようにしている。東京都でも風致制度の見直しについては論議されている。東京都の制度ではあるが、皆さんからの意見を関係する部署にはあげていく。

委員長

これまでに、提言が、具体的に政策化されたことを知りたい。

事務局

それぞれ提言の内容を少しずつ政策に取り込んで実用化している。

第3期「玉川上水敷の自然及び沿道環境整備」については、特別緑地自然保護地区の指定を行っている。昨年度についても1か所追加し、3か所指定した。玉川上水緑道沿道の広域的な整備管理体制が確立してきた。東京都水道局の部分が大きいですが、史跡に指定されているのもあり、管理の計画書が策定された。また、今年、玉川上水サミットが開催される予定なので、新たな道がでてくる可能性もある。

第6期「小川1丁目保存樹林の整備」玉川上水などと一体となって良好な自然環境を形成している樹林の保全をはかるということで、平成8年11月に青年会議所と近隣住民によって保存樹林が整備されたケースがあった。保存樹木については、一本あたり年3,000円の一律補助から剪定をする際の補助金に変更し、立地条件に応じた樹木の管理に対する補助ができるようになった。これに伴い、条例の改正と要綱の新設を行った。

第9期「上水新町地域センター及び小川緑地の活用整備」の中では、上宿公園について小川用水を活用し、水生植物を植栽した公園作り、既存の植栽などを活かした植栽を行うという提言があった。上宿公園を小川緑地と名称を変更し、平成20年3月に開園した。開園にあたっては、市民懇談会を4回程実施し、市民の意見を活かした特色ある公園造りをした。

第10期「上宿公民館北側を中心とした小川用水、上水公園南側の新堀用水の整備」という提言では、平成23年度に地元説明会を行って親水工事が始まり、平成24年度にも工事を実施した。

さらに、第5期では、上水公園、小川町1丁目保存樹林地の再整備をし、水に親しめる公園にリニューアルした。

第7期の公園の再活性化という提案があり、ここ2年くらい、公園リニューアルとい

う事業を立ち上げた。例えば、20年前はニューファミリー世代が開発で入ってきて、今は子供が巣立ってしまい、シニア世代になった地域の公園は、古くなった遊具を撤去して植栽をする。その中で、つつじ公園ならつつじを、すみれ公園ならすみれを植栽し、各植栽に特徴のある公園にリニューアルをしていく取組みも始まっている。現在も上宿公民館の北側の用水路のリニューアル工事をしている。今まで、繁茂している植栽で用水路の水の流れがわからない状況であった。用水路は一つの観光資源であり、市のシンボルでもあるため、用水路の再整備として事業化を行っている。

委員

今まで市民の目の触れなかった、道路の緑をこの委員会で活用するようにできないか。

委員長

道路の緑には、農家の方のプライバシーや相続による開発等複雑な問題がある。

委員

緑の確保は市民を全部巻きこんだ状態でやっていかなければならない。緑の確保もいかに市民が関心を持つかというのが重要である。

委員

市民の側が行政の施策に対しどういうアプローチができるかというしくみを考えなくてはならない。

委員長

小平市の雑木林は他市にくらべて貴重性があるのか。

事務局

小平では、屋敷森が文化的、歴史的に重要な財産だとは考えているが難航している。東京都でも少し屋敷森について検討しはじめていると聞いている。

委員

大きな木を1本伐採する業者の費用は。

事務局

クレーン車での作業が可能であれば10～20万円、車が入れないと2、3倍の費用となる。

委員

現在は伐採した木はどうなっているか。

事務局

産業廃棄物として処分している。

委員

小学校の防災訓練で薪を必要としていた。

委員長

防災がらみで薪炭は必要かもしれない。雑木林の保全で出た木の使い道が避難場所での煮炊きの薪に使うなどという具体的な使い道があれば、雑木林が世の中の役に立っているというのが市民に伝わればわかりやすい。昔は倉庫がなく薪を積み上げて保管していたのだから、良い悪いは別として、雑木林の薪が避難所で必要だから積み上げて保管してあるということを市民が確認できれば、雑木林の価値がわかる。そういう視点も必要である。

委員

玉川上水は適切な保全が必要である。市だけではとても出来る問題ではないからどうしたら良いか解決する必要がある。

委員長

他の方の意見も伺いたい。

委員

用水の歴史的なことも地域の皆さんにも知ってほしい。

委員

野火止用水浴いの緑地は東京都が管理しているのか。

事務局

そうである。また、歴史環境保全地区に指定されている。

委員

簡易的で、一般市民が興味をもてるものから始めてほしい。小学生の保護者としては、学校が一番緑と関わりやすい場所である。例えば、緑のカーテンなどから始めてほしい。

委員長

市民が入りやすい入口を作ることが一番大切であろうがとても難しい。

委員

子どもたちのボランティアを確保したい。何か良い方法で広い世代の方々に PR していけたら良いと考えている。

事務局

子供向けの取組みとして、新しく森を広げる土地を購入した時に、商工会 50 周年記念として苗木を買ってもらい、卒業記念として 6 年生に植えてもらう体験をしてもらった。市もみどりのカーテンは環境政策になっており、身近な体験をしてもらうことを進めている。どんぐりの里親制度のように、自分たちが拾ったどんぐりを家で育て、森に戻すという体験から始め、緑への愛着などを育てて、成人になった時にその緑を自分たちで守っていこうというアプローチを考えている。

委員

啓蒙活動とボランティアを各方面から募集をすることが必要である。また、地域に密着し、どんなものを植栽したいかななどの個人の自由にも幅をもたせたものが必要である。

委員

木は 10 年～15 年で切って萌芽するが、30 年～50 年経ってしまうと萌芽率が悪い。

事務局

小平の雑木林は人の手が入った人工林である。かつては萌芽更新が 10 年～15 年で行われ、元気な若い芽を残し森のバランスが取れるように更新され、切った木は薪や炭にしていた。しかし、ライフラインの普及に伴い薪や炭は必要なくなり、雑木林に手が入らなくなり、木が大きくなってしまったのが実情である。八小の南の特別緑地保全地区で、どのくらいの萌芽更新率があるか西側の約四分の一を全て切らせてもらった。その結果、ほとんど萌芽しない事実がわかった。どんぐりを子どもたちに自宅で育ててもらい、その苗木を補植する植栽更新のような手法も考えている。

委員

提言書をまとめるにあたり、できれば他市ではやっていない小平市を特徴づけるような提言が 1 つでも入っていればよいと考えている。

委員

生産緑地で農家が畑をやめたら売却しなくてはならない。このようなことも市の施策の中で緑の確保として考えなくてはいけない。

委員長

生産緑地は難しい。

委員

個人の所有では相続の時に開発されてしまうのだから、生産緑地を市が買い上げて、公園や植栽をするのはどうか。

委員長

法制度の問題になる。

委員

将来的なことも見極めて具体的に条例改正が必要なものも出てくるのではないか。今は完全にできなくても、将来的につながるかもしれないので、ここでどんどん意見を出すのがよい。これが緑化推進委員会であると思う。

委員

特別緑地保全地区の3か所を説明してほしい。

事務局

市内には、19ヶ所の保存樹林がある。地主から無償で市が借り受け、固定資産税を免除する。このようなやりとりで保存するという手法はとっているが、相続が発生すると相続税を払うために市へ買い取りの依頼がある。ただ、このまま放置しては緑が無くなってしまう恐れがある。色々な制度はあるが、特別緑地保全地区が一番確実に残せる制度である。都市計画の網をかけ、住宅を建ててはいけないなどの強い制限をかける。地主にとっては土地活用ができなくなるが、市へ買い取りの依頼がきた時には市が確実に買い取るという制度である。上水新町地域センターの近く、第八小学校の南側、玉川上水にかかった東小川橋近くの3か所が現在の特別緑地保全地区である。

委員長

特別緑地保全地区のような形態を増やしていくのは、財政的な理由から、市民が緑の確保の政策的重要性を評価しなくては進まない。特別緑地保全地区を、市民の意志の表れだとして、市長や議員に必要だと思わせることが大切である。それには、雑木林が役

に立つことを市民にどう知らせるか、市民が協力するように活動し、興味を持つためにはどうしたらよいかを考えなくては緑化推進委員会の意味がない。

そういう所を議論してほしい。今回は樹林のことが多かったが、カテゴリーはまだたくさんあるから、もう一度家の周りの緑を見てもらい、2、3回はこういう議論をしてテーマを決めていきたい。

以上